

## 明石市人権施策推進方針(素案)について

### 1 人権施策推進方針改定の経緯

本市では、すべての市民の基本的人権が尊重されるまちづくりを推進していくため、2002(平成14年)4月に明石市人権施策推進方針を策定しました。その後2011(平成23)年の改訂を実施し、必要な対策や教育・啓発に取り組んできました。

一方、先の改定から10年が経過するなか、人権課題はさらに複雑化するなど新たな課題も発生し、またSDGs等新たな視点を加味した人権施策の必要性も高くなっています。これらを取り入れて新たな人権施策実施の指針とするため、明石市人権施策推進方針を改訂するものです。

なお、今回の改訂にあたり、市内各種団体(明石市高年クラブ連合会、明石市障害当事者等団体連絡協議会、明石市連合PTA、厚生館運営委員会代表者会、明石市文化国際創生財団 等)と意見交換及び意見聴取を行いました。

### 2 方針の位置づけ

本方針は、「あかしSDGs推進計画」の個別計画と位置づけ、「あかしSDGs前期戦略計画」に定める人権推進に関する必要な施策やその考え方を示すものとします。

### 3 方針の基本目標及び基本方向

基本目標「誰一人取り残さない、人権感覚あふれる共生社会の実現をめざして」

基本方向

#### (1) 人権感覚豊かな人づくり

人権感覚豊かな人づくりを進めるために、家庭・地域・事業所・各種団体を含むあらゆる場において、人権教育・啓発活動を推進していきます。

#### (2) 人権文化が息づきすべての人にやさしい地域づくり

誰一人取り残されないすべての人にやさしい地域づくりに向けて、世代や分野を超えてつながり

を大切にし、連携を強化して人権教育・啓発に努めます。

### (3) パートナーシップによる人権尊重のまちづくり

行政機関や関係機関だけでなく、市民・事業者・地域・NPO等の活動団体等の多様な主体がみんな目標の達成に向けて取り組めるよう、支援を行います。

## 4 今後のスケジュール

2022(令和4)年10月以降      パブリックコメントの実施及び結果発表

2022(令和4)年12月          明石市人権施策推進方針策定